

令和4年度の飯山市の防災行政の 取り組みについて（報告）

令和5年1月31日 飯山市防災会議

- 1 災害時応援協定の締結
(長野県弁護士会、甲信越福山通運株式会社)
- 2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成
- 3 飯山市消防団員の処遇等の検討
- 4 デジタル技術を活用した防災（防災DX）
- 5 雪かき支援事業（導入実証試験）

1 災害時応援協定の締結

①長野県弁護士会【令和4年10月13日】 (災害時における法律等相談業務に関する協定)

・概要

市内で大規模な災害が発生した際、市からの要請に基づき、長野県弁護士会による法律等の相談業務を行っていただくもの

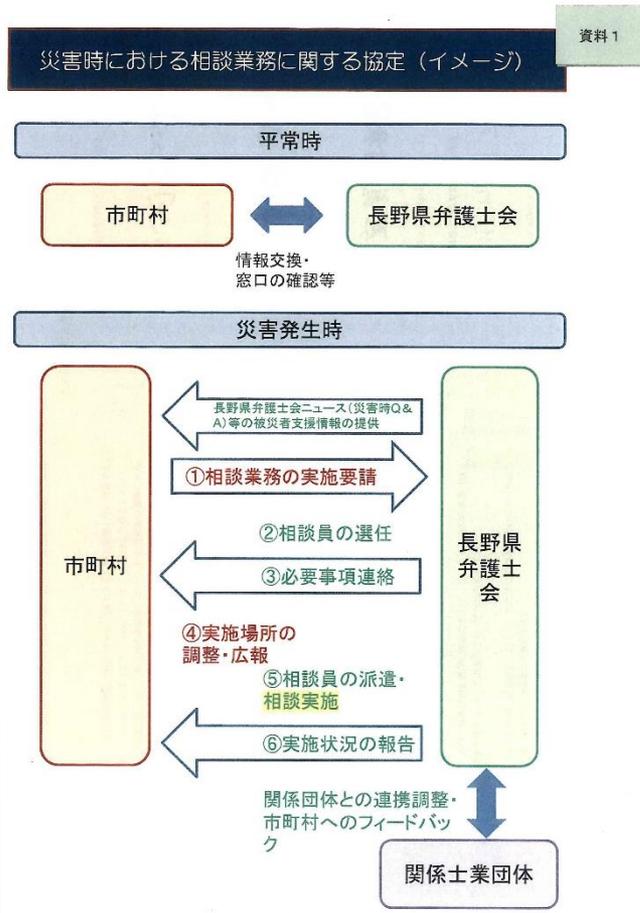
被災者の方々が行政の支援や困りごとなどを直接相談できる機会を設け、対応いただくことを想定

相談業務は無償



1 災害時応援協定の締結

①長野県弁護士会【令和4年10月13日】



【業務フローの概要】

・ 平常時

情報交換と窓口の確認等

・ 災害発生時

市からの相談業務の実施要請に基づき、弁護士会は相談員を選任し、市に必要事項を連絡

市は法律相談業務の実施場所を決めて、市民に周知

弁護士会は相談員を派遣して相談業務を実施

業務フローのイメージ（長野県弁護士会 様 提供）

1 災害時応援協定の締結

②甲信越福山通運株式会社【令和4年12月8日】 (災害時における物資輸送等に関する協定)

- ・概要

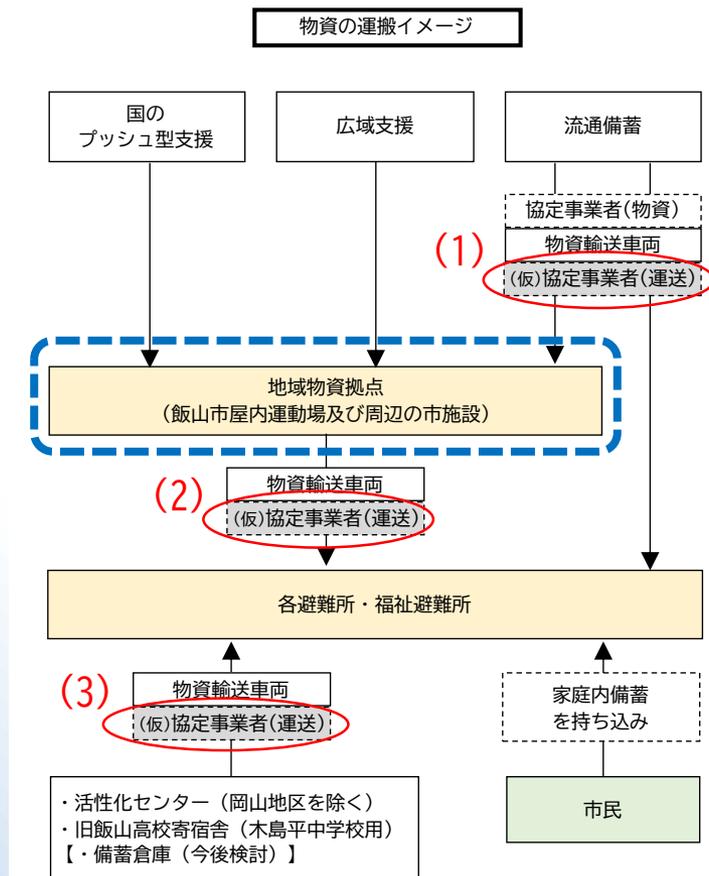
市内で大規模な災害が発生した（又は発生のおそれがある）際、市からの要請に基づき、甲信越福山通運株式会社による**避難所への備蓄品等の物資輸送**を行っていただくもの

また、物資を集積、配送する**物資拠点施設の運営**にもご協力いただくことを想定



1 災害時応援協定の締結

②甲信越福山通運株式会社【令和4年12月8日】



【業務の概要】

- ・ 各避難所又は地域物資拠点への輸送
(左図：赤丸で示した箇所)
 - (1) 物資供給に係る協定締結団体からの供給物資の輸送
 - (2) 地域物資拠点から各避難所への物資輸送
 - (3) 市内の物資備蓄場所から各避難所への物資輸送
- ・ 地域物資拠点の運営協力
(左図：青点線の丸で示した箇所)

2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成

【計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度】

「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、**市民による日頃からの家庭内備蓄を推進**するとともに、市民、企業、行政が一体となり、**被災者の避難生活に必要な物資の備蓄、調達等についての基本的な方針**を示すもの

本計画では**大雨、洪水等**による大規模災害が発生した場合の被害を想定

※令和5年1月作成



2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成

○計画のポイント

- ・ 市民による備蓄（**家庭内備蓄**）をお願いする内容を記載（備蓄量は最低3日分、推奨1週間分）
- ・ **避難者数**（備蓄品の提供対象者数）は**3,150人**を想定（主に浸水想定区域内人口を基に設定）
- ・ **備蓄物資の提供**は、発災から概ね**12時間以内**に**段階的**に開始（発災直後は避難所の開設と避難者の受け入れに重点を置くことを想定）
- ・ **市の備蓄目標**は、避難者に**1.5日間提供できる量**で設定（1日分の備蓄×1.5倍）
- ・ 備蓄物資は災害時における提供のほか、**平時でも防災意識の啓発**に利用していく旨を記載
- ・ **計画期間**は令和5年度～令和9年度の**5年間**

2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成

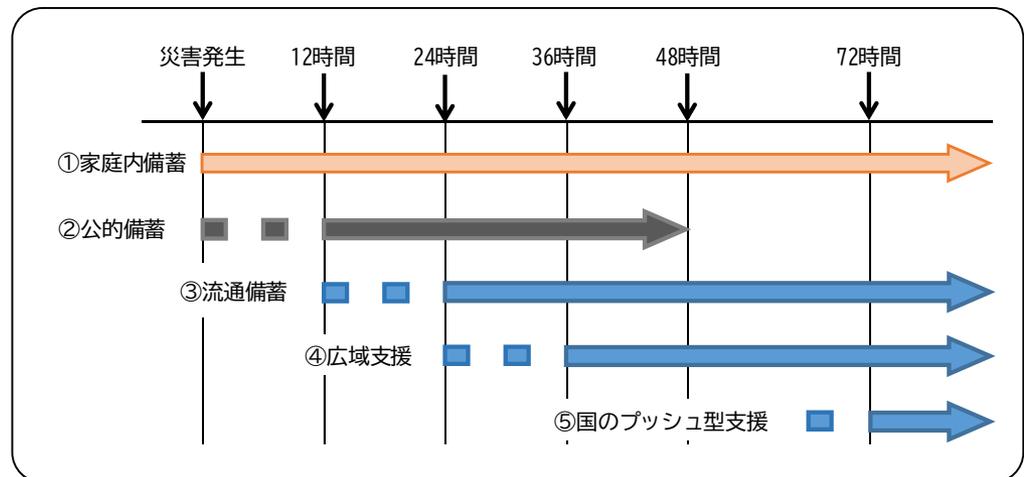
○物資の確保・提供の目安

災害発生直後※は各避難所の開設作業等で大勢のスタッフを必要とすることから、**市が備蓄している物資（公的備蓄）の提供は、災害発生から概ね12時間以内から段階的に実施**

そのため、特に災害発生直後は**家庭内備蓄を避難所に持ち込み、自身の避難生活に必要な食料等を確保**

また、**家庭ごとにニーズが異なるものについては、家庭内備蓄で長期間まかなう**

※河川水位の上昇により避難所を開設した時点を含む



(時系列による物資の確保の目安)

2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成

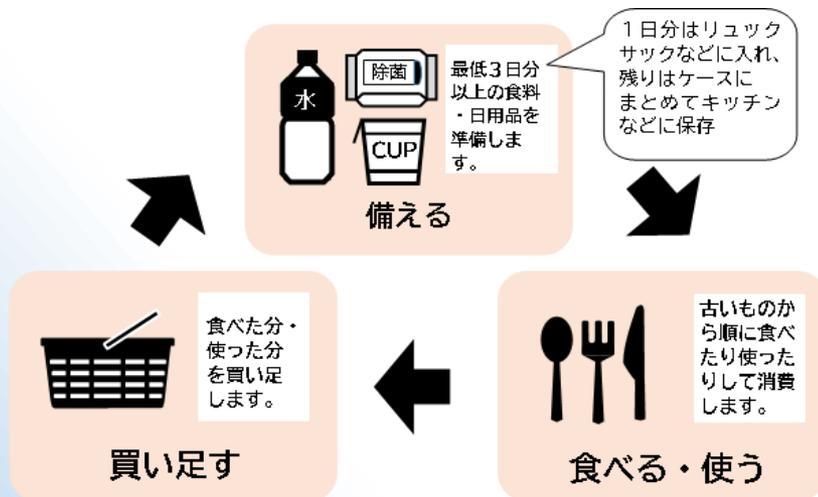
○家庭内備蓄

各家庭においては、避難する際に持ち出す「**非常持ち出し用備蓄品**」と、長期的な避難生活に必要な「**長期避難用備蓄品**」を用意

※最低3日分（推奨1週間分）を備蓄し、うち1日分を非常持ち出し用備蓄品で用意



(非常持ち出し用備蓄品の例)



(ローリングストック法の例)

○少し多めの買い置き備蓄 (ローリングストック法)

備蓄品の中には食料品など消費期限が設定されているものがあることから、**日常生活で備蓄品を使用**しながら新しいものと**入れ替えて**いく

2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成

○市が備蓄する物資（公的物資）

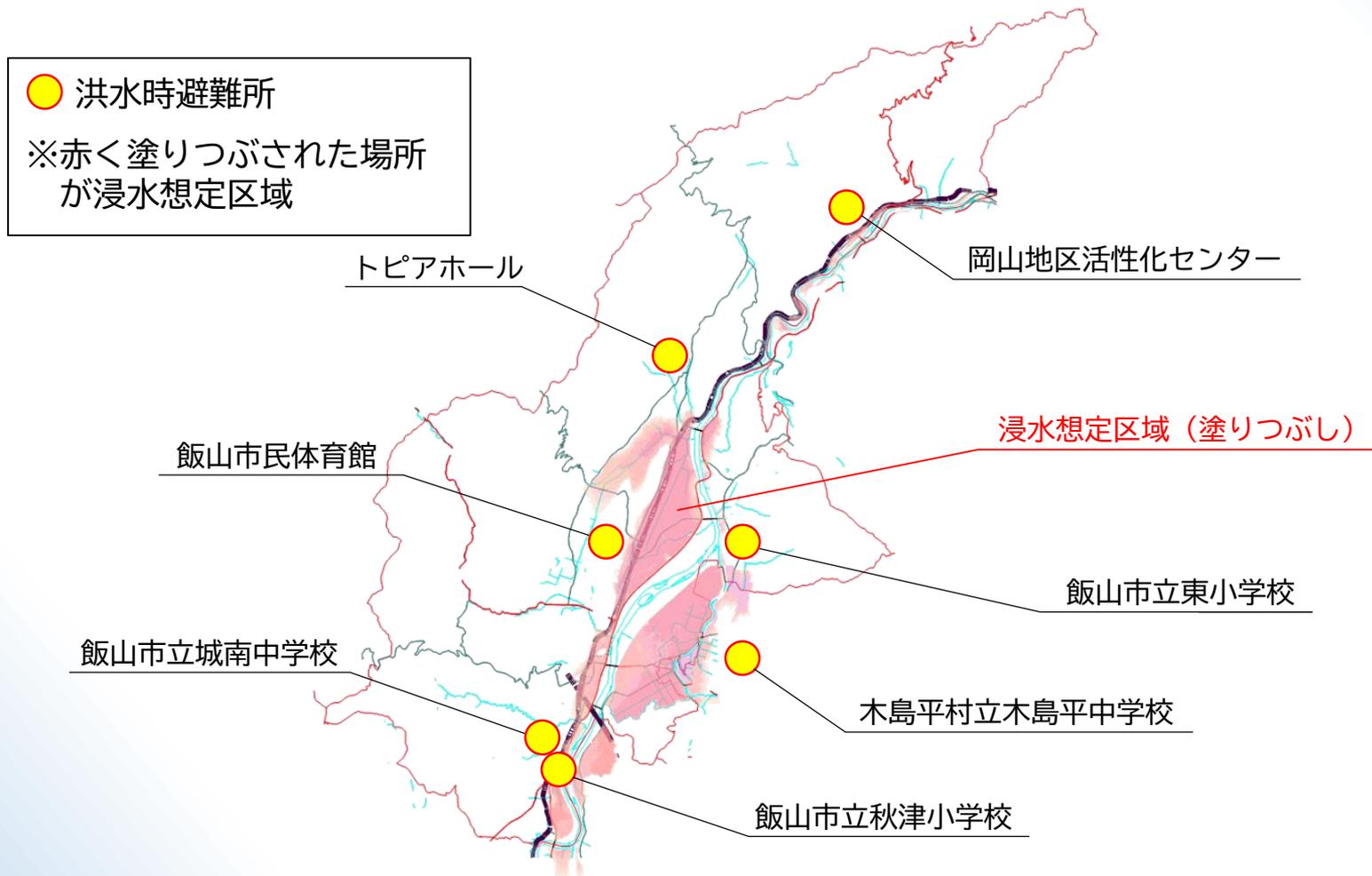
- ・ **洪水災害を想定**し、洪水時の指定避難所及び福祉避難所における**想定物資支給対象者数を3,150人**と想定
- ・ **食料及び水、生活必需品の一部**（紙おむつ等）など、1人が1日あたり必要とする数量を設定したものについては**1.5日分の数量**を確保する目標
- ・ 備蓄する物資は**洪水時の指定避難所7か所、各地区活性化センター及び福祉避難所**（洪水時に対応可能な所に限る）に保管
- ・ 備蓄物資の一部は**平時**において**防災意識の啓発**や訓練時における**使用方法の確認等**で利用



（右図：令和4年度に購入したエアーマット（紫色）と簡易間仕切り（白色））

2 飯山市災害備蓄計画（洪水編）の作成

○浸水想定区域及び洪水時避難所の位置図



3 飯山市消防団員の処遇等の検討

消防団員数が減少していることや、災害にあたる消防団員の負担が増えている状況を踏まえ、**消防団員の報酬等の基準など処遇改善等について検討**する委員会を設置
令和4年8月から5回の会議を開催し、令和4年12月26日に委員会での**検討結果を市長に報告**

○委員構成

- ・ 有識者（前消防長）
- ・ 区長会協議会（住民代表）
- ・ 現役団員、退団団員の配偶者（女性代表）
- ・ 飯山商工会議所（事業所代表）
- ・ 飯山市建設業協会（事業所代表）
- ・ 飯山市消防団（消防団代表）
- ・ 岳北消防本部（行政）
- ・ 飯山市（行政）



（市長に報告書を手渡す中原委員長）

3 飯山市消防団員の処遇等の検討

○報告内容（飯山市消防団処遇等改善計画に反映（令和5年4月1日施行予定））

① 消防団員の処遇改善

⇒階級「団員」の年額報酬、出動手当の引き上げ、年額報酬等の個人支払い等

② 消防団員条例定数

⇒定数の見直し

③ 機能別消防団員制度の導入

⇒定員に対して不足する団員数を確保するため、消防団員OBによる機能別消防団員制度の導入

④ 消防団行事、訓練や区等行事への協力

⇒各種行事に係る団員の負担軽減

⑤ 消防車両運転に係る体制整備

⇒自動車運転免許取得等の支援（準中型免許取得、AT限定解除）、軽積載車のAT車両への更新、部の統合・再編

⑥ 消防団員に対する安全装備品等の充実

⇒消防庁が示す基準に則した装備品の配備

4 デジタル技術を活用した防災（防災DX）

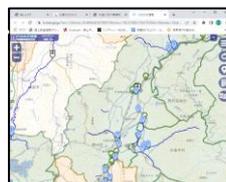
○プログラムによる河川水位の情報収集の自動化

自動化前

国が管理する河川
(水害リスクライン情報)



県が管理する河川



樋門・樋管の水位情報
(飯山観測所の水位を推測)



エクセル



07:50	-0.11→
08:00	-0.12→
08:10	-0.12→

コピー&ペースト
コピー&ペースト
コピー...



当作業に要する1回当たり(1時間毎)の時間 ⇒ 約10分
水位の取得回数(令和3年8月豪雨時を例に) ⇒ 約40回

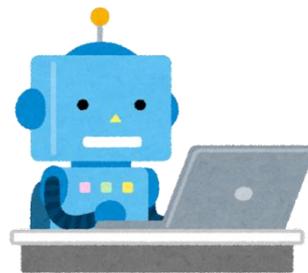
10分×40回=400分(6時間40分)

4 デジタル技術を活用した防災（防災DX）

○プログラムによる河川水位の情報収集の自動化

自動化後

（令和4年度水防訓練で試験実施
令和4年9月の台風警戒時に稼働）



情報収集作業を自動化
→ 労力を他の業務に配分

XLS

表やグラフ
の作成を
自動化



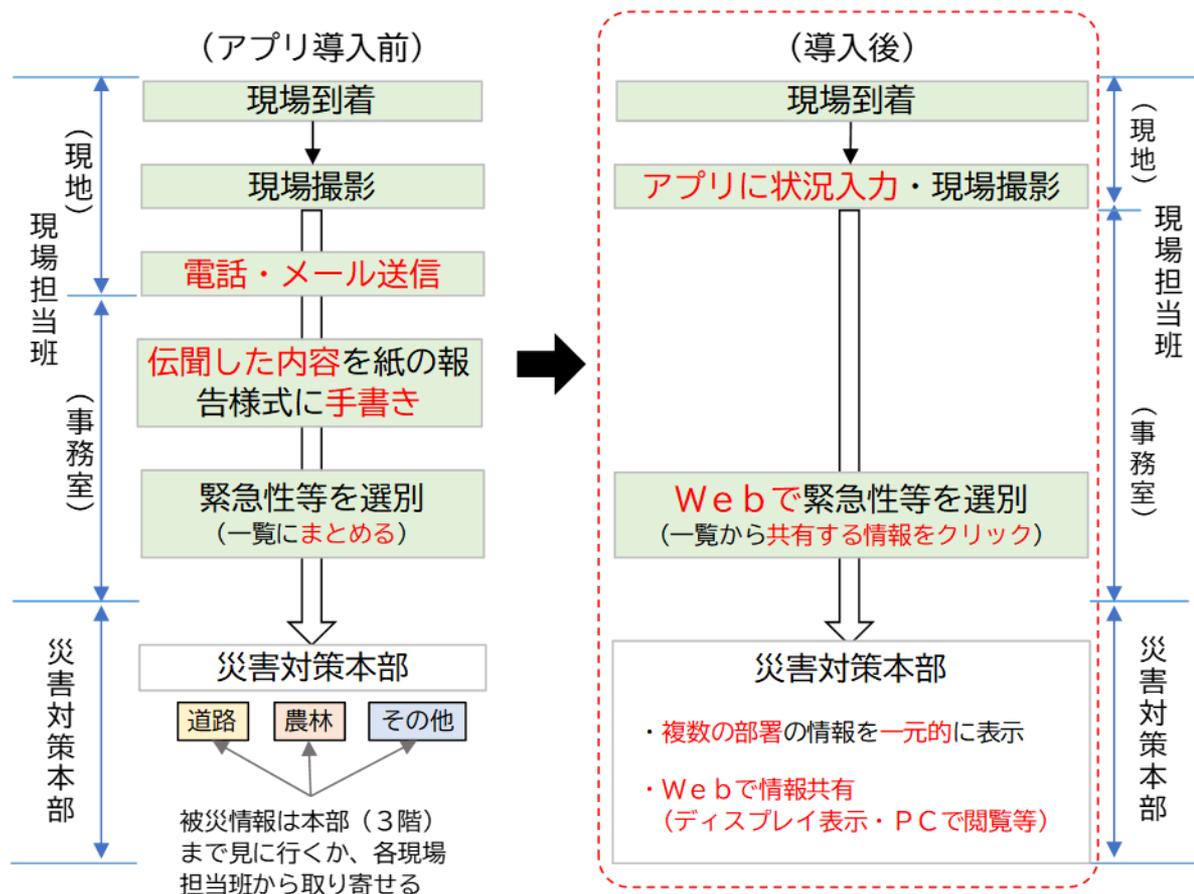
当作業に要する1回当たり(1時間毎)の時間 ⇒ 約4分(6分削減)
水位の取得回数(令和3年8月豪雨時を例に) ⇒ 約40回

6分削減×40回=240分

自動化により、水位取得にかかる作業時間を240分(4時間)削減(60%↓)することが可能に

4 デジタル技術を活用した防災（防災DX）

○アプリを用いた被害状況報告



4 デジタル技術を活用した防災（防災DX）

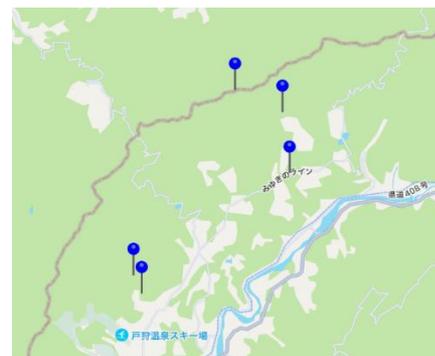
○アプリを用いた被害状況報告

令和4年9月に試験実施



スマートフォンに入れたアプリへ現場の写真や報告内容を入力

2022/09/01 14:29	
地区： 太田	
対象： 河川	
対応状況：	
2022/09/01 14:00	
地区： 岡山	
対象：	
対応状況：	
2022/09/01 13:41	
地区： 岡山	
対象：	
他の現場の情報もリアルタイムで更新	



スマートフォンのGPS機能を使って撮影した位置を表示



ディスプレイに表示して状況報告に使用

（令和4年9月の台風第14号警戒本部会議で試験実施）

（効果）

- ・ Webによる情報共有・意思決定のスピードアップ
- ・ 被災箇所的位置特定の精度向上
- ・ 報告する内容の定型化 等

5 雪かき支援事業（導入実証試験）

冬期間における市民の安全と安心を確保するため、自らの労力で自宅などの除排雪ができない除雪困難世帯へ「雪かき支援員」を派遣し、雪下ろしや排雪などを支援

令和4年度は導入実証試験として、雪かき支援員を1チーム（班）4人で2チーム（班）を編成し、市内で高齢化率の高い集落の中から7集落を特区として位置付けて実施

結果を検証し、次年度から制度を創設し、地域全体への拡大と冬期における雇用創出を目指す



（温井区での雪下ろし支援（令和4年12月31日））

5 雪かき支援事業（導入実証試験）

○実施場所

富倉地区

【中谷区、倉本区、滝ノ脇区、濁池区】
(飯山市西部)

温井区

(飯山市北部、独自の
除雪支援組織との
連携)

小菅区

(飯山市東部)

田町区

(飯山市南部、市街地)

○は1班
○は2班
が担当

